

高岡亮一議員に対する問責決議

我々南陽市議会議員は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、法令等を遵守し、高い倫理観をもって市政の発展と市民福祉の向上に努めなければならない。

しかしながら、高岡亮一議員については、令和３年度南陽市コロナ対応商店街販売促進緊急支援事業の補助金を活用して令和４年１月３日に新聞折り込みされた地元商店街のチラシの中に、「よく考えて！！子どもへのワクチン接種」のコメントとともに、自身が作成したブログの「オミクロンは風邪以下」、「ワクチンは百害あって一利なし」、「子どもにワクチン接種は不要」と題したページに誘導するＱＲコードを掲載して自身の主義、主張を拡散した。

チラシの新聞折り込みは令和３年１２月１０日及び令和４年１月３日の２回にわたり行われたものであるが、当該部分については１回目の内容から変更され２回目のチラシに掲載されたものである。チラシは高岡亮一議員本人が地元商店街の事務局として作成を担当し、市への届け出なども本人が行ったものであるが、その際、市担当者及び地元商店街代表者に対して、こうした内容を挿入することの具体的な提示などはなされなかったとのことである。

こうした結果、２回目のチラシの経費については、補助の趣旨に反し、不適切との判断から補助対象外となり、地元商店街で負担することになった。

議員は、様々な主義、主張を持つ市民の代表であり、当然に言論の自由は認められるものである。しかしながら、本補助事業については、コロナ禍の緊急対策として、コロナ感染拡大防止に努めながら、各商店街等が行う個人消費を喚起させる意欲的な取組を支援するとともに新しい生活様式を踏まえ、各種ガイドラインを遵守し、感染拡大の防止に取り組んでいることを合わせて広報し、安全安心な商店街をＰＲすることが事業の趣旨であるにもかかわらず、補助事業という公金を活用して自身の主義、主張を拡散しようとしたこの行為は、多くの市民の信頼を著しく失墜させるものであり、断じて許されるものではない。

さらに、高岡亮一議員については、令和２年６月定例会一般質問での事実誤認に基づく発言により議事録を訂正、令和３年３月定例会予算特別委員会における利益誘導とも受け取られかねない発言、同３月には日本赤十字社への議会と関係のない照会に常任委員会副委員長の役職を使用、しかもあろうことか自身の所属委員会を誤って記載して照会したこと、同４月には本会議の議題にかかわる内部資料を会議前に自身のブログに具体的に掲載するなどし、本市議会としてもこれまで再三にわたり本人に注意し、議員自らの意志と責任において自身の行動を改めることを期待していたが、その都度注意していただきたいとの弁を繰り返すなど、改善の気配は微塵も感じられない。

これらのことは南陽市議会の品位を著しく傷つけ、議会の秩序を乱す行為であり、これ以上看過することはできない。

よって、ここに高岡亮一議員に対し、今回の件について猛省を促すとともにその責任を強く問うものである。また、今後議員としての発言の重さ、その職責を深く認識し、高い倫理観と慎重な行動を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和４年３月１７日

南 陽 市 議 会